

## 社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

制定 平成29年 6月22日

### (趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員)

**第2条** この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

**第3条** 役員には、次のとおり報酬等を支給する。

会長 月額60,000円

会長を除く理事 会議出席1回につき3,000円

監事 会議出席及び監事監査1回につき3,000円

2 役員が職務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

**第4条** 会長に対する報酬等の支払方法は、職員の例による。

(1) 新たに会長になった者には、その月から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じたときは、その月から新たに定められた額の報酬を支給する。

(2) 会長がその職を離れたときは、その月まで報酬を支給する。

2 会長を除く役員に対する報酬等の支払は、その都度支給する。但し、報酬等の額が少額な場合は、半期ごと又は年度末において一時にこれを支給することができる。

### (公表)

**第5条** 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

**第6条** この規程の改正及び廃止は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

### 付 則

1 この規程は、平成29年6月22日から施行し、平成29年6月30日から適用する。

2 社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程（平成22年3月21日制定）を廃止する。